厚生労働行政推進調査事業費補助金 地域医療基盤開発推進研究事業 死因究明等の推進に関する研究 (21IA2006)

令和3年度 総括研究報告書

研究代表者 今 村 聡

厚生労働行政推進調査事業費補助金 (地域医療基盤開発推進研究事業)

死因究明等の推進に関する研究総括研究報告書

研究代表者 今 村 聡

目次

総括	研究報告書	······································
Α.	研究目的	
В.	研究方法:	
C.	研究結果	
D	考察	
Ε.	結論	

厚生労働行政推進調査事業費補助金(地域医療基盤開発推進研究事業) 総括研究報告書

死因究明等の推進に関する研究 研究代表者 今村 聡 (日本医師会 副会長)

研究要旨

【目的】高齢化の進展に伴う死亡数増加や、新興感染症や大規模災害の発生時の検案 等、死因究明とその体制強化の重要性はますます高まっている。令和3年6月には、 新たな「死因究明等推進計画」が閣議決定され、そこでは、"死亡診断書(死体検案 書)の様式、その電子的提出等の在り方についての検討の必要性"が課題として指摘 されている他、①死亡診断書(死体検案書)の様式等の必要な見直しと、死亡診断書 (死体検案書) の電子的交付の実現可能な体制等の方向性を示すこと、②検案に際し て行われる検査の費用や検案書発行料等の金額の基準や算定根拠の在り方についての、 地方公共団体への還元、といった事項が、死因究明等に関し講ずべき施策として記さ れている。そこで、令和3年度の研究においては、死亡診断書(死体検案書)の様式 とその電子的提出等の在り方の課題に重点をおくこととし、死亡診断書(死体検案書) の電子的作成と交付により、実際の医師・医療機関、遺族、市区町村役場、その他の 関係機関等の実務にどのような効用と解決すべき課題が生ずるのかを洗い出し、統計 の精緻化や死因情報の活用に資する制度設計に向けた提言を行うことをめざす。併せ て死体検案(書)の費用負担や検査の在り方をめぐる問題についても、政府の死因究明 等推進計画検討会での議論を踏まえつつ、死因究明の推進に資する提言につなげるこ とをめざす。

【方法】死亡診断書(死体検案書)に記載すべき項目等については、令和元年度までの研究の中で提示した様式案を踏まえ、引き続き死因究明施策や公衆衛生の観点から新たに加えるべき事項がないかなどについて、死亡診断書の電子化という要素も踏まえ研究班内部で討議のうえ精査した。死亡診断書(死体検案書)の電子的交付については、本研究における現在のスキームの諸課題が明らかになったところであり、関係省庁における検討も踏まえ、スキームの再検討並びに各スキームにおける利点及び課題を分析した。そして、実証的運用実施のための研究班が別途立ち上げられ、実際に地域の医師会と市区町村に協力を仰ぎつつ、本研究の成果物である死亡診断書(死体検案書)作成支援ソフト(以下、『「DiedAi」』という。)を利用して電子的に作成した死亡診断書(死体検案書)を自治体にオンライン提出する枠組みの実証的な研究、さらにはその有用性と必要性を検証するための研究を実施した。死体検案時の諸検査、体制及び費用負担の在り方については、これまでに策定した検案費用の算定基準と単価を用いて、令和2年度にモデル事例について実際の金額算定を試みたものについて、更に精査した。

【結果】死亡診断書(死体検案書)の様式の提示については電子提出と一体化した議論が必要であるため、各記載事項について、現状の制度に見合う形での見直しを検討し、国での関連する検討会にての提案を通じて法令改正に結び付ける等、より実現性の高い方向を見据えた取組の必要性が明らかとなった。死亡診断書(死体検案書)の電子的交付については、実証実験を行っている研究班とも連携して進捗を相互に報告し、その成果を踏まえたところ、死亡診断書(死体検案書)の電子的提出を行ううえでは死亡届もあわせて電子化することによって初めて電子化のメリットを享受することができ、また行政の事務負担の軽減にも繋がるのではないかということが示唆された。「DiedAi」においては、死亡診断書(死体検案書)と死亡届との突合作業を精緻化するための機能の精度を向上させた。検案の際の検査費用や検案書発行料等の金額の基準や算定根拠の在り方については、これまでの本研究班における議論を踏まえて最終的に死因究明等推進地方協議会(以下、「協議会」という。)での議論に供することを目指し、考え方を整理した。

【考察および結論】死亡診断書(死体検案書)の電子的交付は、死因統計作成の迅速化、精緻化とともに、行政手続のデジタル化の観点からも非常に重要な課題である。令和3年度の実証実験を実施した研究班に寄せられた自治体や医療機関からの意見から問題点を整理し、今後、関係省庁との更なる連携を通じて、死亡診断書(死体検案書)に加えて死亡届も電子的交付ができる仕組みを検討することが必要である。その一方で、戸籍事務の現状を踏まえた実現可能な体制の方向性も示すことも重要である。検案の際の検査費用や検案書発行料等の金額の基準や算定根拠の在り方については、地域の実情を踏まえた意見の反映が必要であると考えられたことから、警察活動等へ協力する医師等へヒアリングを行い、検討を続けることが必要であると考えられた。そして今後、研究によって得られた結果を各地域の協議会に還元することによって、新しい死因究明等推進計画において期待される、各自治体の協議会での議論の発展に寄与したい。

研究分担者

渡辺 弘司(日本医師会 常任理事) 澤 倫太郎(日本医師会総合政策研究 機構 主任研究員) 上野 智明(日本医師会ORCA管理機構株式会社 取締役副社長)

水谷 涉(日本医師会総合政策研究機 構主任研究員) 研究協力者

海堂 尊(作家・放射線医学総合研 究所)

川口 英敏 (元 日本警察医会 副会長)

河野 朗久(大阪府監察医、大阪府警警察医)

小林 博(前 岐阜県医師会 会長)

西川 好信(日本医師会ORCA管理機

構株式会社 開発部長)

細川 秀一(愛知県医師会理事、

愛知県検視立会医)

山本正二 (Ai情報センター代表理事)

A. 研究目的

1 背景

死因究明は、国民が安全で安心して 暮らせる社会及び生命が尊重され個人 の尊厳が保持される社会の実現に寄与 するものであり高い公益性を有するも のである。

我が国における年間死亡者数は、人口の高齢化を反映して増加傾向にあり、令和2年は約137万人であり、2040年には約168万人となることが予想されている。

かつてない「多死社会」を迎える中、 在宅死の増加による死体検案体制への 負荷増大に備え、死因究明のため必要 な検査や解剖を明らかにし、精度の高 い死体検案ができるよう研究を推進す る必要がある。その際は、死体検案等 により明らかとなった死因情報を、どのように公衆衛生の向上に結びつけるかについても十分に考慮しなければならない。

また、死体検案は「死体」を対象として行われる行為であるため、療養上の給付にあたらず健康保険制度の外に位置づけられている。このため、死体検案書の交付に要する料金は、いわゆる自由診療と同様に交付する医師や機関により異なっている。検案に伴う検査の諸課題を検討するにあたり費用の観点を無視することはできない。

こうした中、平成 24 年には「死因 究明等の推進に関する法律」が時限立 法にて成立し、平成 26 年 6 月には「死 因究明等推進計画」(以下「旧計画」 という。)が閣議決定された。その後、 令和元年 6 月には「死因究明等推進基 本法」(以下「基本法」という。)が恒 久法として成立した。同法は令和 2 年 4 月 1 日に施行され、同年 7 月からは 死因究明等推進計画検討会において新 たな「死因究明等推進計画」(以下 「新計画」という。)の検討が積み重 ねられ、令和 3 年 6 月には、新たな 「死因究明等推進計画」が閣議決定さ れた。

本研究は、平成 26 年度より、その成果が死因究明等の推進に係る政策に反映されることを目的として実施してきたものであり、平成 26 年度に閣議決定された旧計画において示された課題のうち、厚生労働省において取り組むべきとされた以下の課題を主眼に置いて議論を進めてきた。

- ・検案に際して必要な検査・解剖を明 らかにするための研究を推進すること
- ・検案に際して行われる検査の費用や 検案書発行料の費用負担の在り方を 検討すること
- ・すべての医師が基本的な検案の能力 を維持・向上するため、医療現場の 医師も活用できるよう Web サイト等 を通じて提供するための教材を開発 すること
- ・様式を含めた死亡診断書(死体検案 書)の制度の在り方全体について検 討すること

これらの課題は、新計画策定に向け た報告書(案)においても、引き続き 取り組むべきテーマとなっており、

「検案に際して行われる検査の費用や 検案書発行料等の金額の基準や算定根 拠の在り方について、引き続き研究を 行う」ことや「死因等に関する情報を 正確に把握し、効果的に施策に反映す ることができるよう、死亡診断書(死 体検案書)の様式等について必要な見 直しを行うとともに、死亡診断書(死 体検案書)の電子的交付について、関 係省庁と連携して検討を進め、実現可 能な体制等の方向性を示す」ことが掲 げられている。

※以下本稿では「死亡診断書(死体検案書)」 を「死亡診断書等」と略記することがある。

2 これまでの研究経過及び成果

平成 26 年度の特別研究においては、 検査や検案料等検案の実施体制等の把 握を目的として、全国の警察における 検視、死体調査に立ち会う医師(いわ ゆる警察医)を対象に、アンケート調 査を実施した。調査の結果、検案を担 う医師の人材不足や報酬や検査体制が 区々であることなどの課題が浮き彫り となった。

また、死亡時画像診断における elearning システムの開発や死亡診断書 (死体検案書)作成支援ソフト(以下 「DiedAi」という。)の開発に着手し た。

平成 27 年度は、「DiedAi」の機能の 充実と、死亡時画像診断における elearning システムの内容を充実させる ことに課題を集中させ、研究を進めた。 「DiedAi」については、死因入力ガイ ダンス機能及び CSV 出力機能が実装さ れた。

平成 28 年度は、死体検案書の交付 料金を中心に自治体に対する調査を行 った他、継続して「DiedAi」の機能の 充実と、死亡時画像診断における elearning システムの内容の充実に取り 組んだ。また、死亡診断書等の様式自 体の検討も行った。調査の結果、死体 検案書の交付料金に何らかの基準が設 けられている自治体も全体の約1割に 留まる上、料金の定め方にも差異が認 められた。また、死亡診断書と死体検 案書の区分の理解に混乱が生じている ことも見受けられたことから死亡診断 書と死体検案書を統一した上で検視に 関する項目を追加することや、死亡時 画像診断の所見欄を追加することなど の様式に関する提案を行った。

平成 29 年度は、本研究班の成果である「DiedAi」により電子的に作成された死亡診断書等を電子的に交付するにあたり検討すべき論点が示されたことに加え、我が国の監察医制度の沿革及び実情に関する調査を行った。

「DiedAi」の機能追加と、死亡時画像 診断における e-learning システムの 内容の充実も継続して行った。

平成 30 年度は、死亡診断書等の電 子的交付に関し、デジタル・ガバメン ト政策と人口動態調査の実務をふまえ、 「DiedAi」で作成した電子死亡診断書 に電子署名を付し、文書交換サービス を利用して自治体に直接送付する枠組 みを提案した。また、死亡診断書等の 様式に死亡時画像診断の所見、産科的 原因や捜査機関による検視等の有無を 記載する欄を追加した様式案を提示し た。さらに検案料支払い基準として人 件費、旅費、検案費用に分類し積算す る方法を提案した。「DiedAi」の機能 追加と、死亡時画像診断における elearning システムの内容の充実も継続 して行った。

令和元年度は、死亡診断書等の電子 的交付に関し、これまでの研究成果を ふまえて電子処方箋のスキームを利用 した枠組みを提案した。検案料支払い 基準は平成 30 年に示した方法を検視 立会の実情を踏まえて項目等を見直し た。死亡診断書等の様式に関しては、 これまでに提案した様式案に CDR (Child Death Review) の所見を加え ることを提案した。「DiedAi」に将来 的な統計利用を見越して、CDA (Clinical Document Architecture Release2に基づく電子的標準様式)ファイル出力機能を追加した他、死亡時画像診断における e-learning システムの内容の充実も継続して行った。

令和2年度は、死亡診断書(死体検 案書)の電子的交付について、実証実 験を前提とし、山口県萩市及び愛知県 碧南市の担当課及び医師会へのヒアリ ングを行ったところ、利点としては、 郵送と比べて送受信の時間が短縮され ることと文字の読みやすさがあげられ、 課題としては、電子と書面が混在する 場合の事務負担やシステム不具合のリ スクがあげられた。「DiedAi」の開発 については、遺族から紙媒体にて提出 される死亡届と、医師が役所に電子提 出する死亡診断書等の突合を可能とす る新たな機能の開発を行った。elearning を含めた自己学習用の教材に ついては、令和元年度までと同様、厚 生労働省が日本医師会を委託先として 実施している小児死亡例に対する死亡 時画像診断のモデル事業で収集した症 例5例を、e-learningシステムに追加 し専用サイトの充実を図った。検案に 際して行われる検査の費用や検案書発 行料の費用負担の在り方については、 実際に算定を行ってモデルケースとし て示した。

3 令和3年度の目標

令和3年6月に、閣議決定された 「死因究明等推進計画」では、"死亡 診断書(死体検案書)の様式、その電 子的提出等の在り方についての検討の 必要性"が課題として指摘されている。 また、①死因等に関する情報を正確に 把握し、効果的に施策に反映すること ができるよう、死亡診断書(死体検案 書)の様式等について死因情報の正確 な把握と効果的な施策反映を目的とし て、必要な見直しを行うとともに、死 亡診断書(死体検案書)の電子的交付 については、厚生労働省が関係省庁と 連携して検討を進め、実現可能な体制 等の方向性を示す、②検案に際して行 われる検査の費用や検案書発行料等の 金額の基準や算定根拠の在り方につい て、引き続き研究を行うとともに、研 究成果をとりまとめ、地方公共団体へ 還元する、といった事項が、死因究明 等に関し講ずべき施策として記されて いる。

本研究班においては、令和2年度までの研究において、将来的に死亡診断書(死体検案書)を電子的に作成・交付するための技術的解決策と、電子的作成・交付に伴う市区町村における戸籍事務の効率化や国の死亡統計の精緻化といった政策的な効果について考察し、提言をおこなってきた。行政のデジタル化、ペーパーレス化が進展する中において、死亡診断書(死体検案書)の様式とその電子的提出等の在り方のテーマは今後ますます重要性を増していくものと考えられる。

こうした事情を踏まえ、令和3年度 の研究においては、死亡診断書(死体 検案書)の様式とその電子的提出等の 在り方の課題に重点をおくこととし、 死亡診断書(死体検案書)の電子的作成と交付により、実際の医師・医療機関、遺族、市区町村役場、その他の関係機関等の実務にどのような効用と解決すべき課題が生ずるのかを洗い出し、統計の精緻化や死因情報の活用に資する制度設計に向けた提言を行うことをめざすこととした。併せて、上記②の死体検案(書)の費用負担や検査の在り方をめぐる問題についても、政府の死因究明等推進計画検討会での議論を踏まえつつ、死因究明の推進に資する提言につなげることをめざし、考察を進めることとした。

したがって、令和3年度においては 各テーマにおいて以下の項目を目標と して取り組むこととした。

3-1. 死亡診断書(死体検案書)の電子化と死因情報の活用の在り方について

i 死亡診断書(死体検案書)の様式 について

これまでの研究では、死亡診断書 (死体検案書)の新たな様式案を提示 してきた。令和3年度は、様式の更な る改善とともに、情報の利活用につい ても検討を加える。

ii 死亡診断書(死体検案書)の電 子的交付について

令和3年度研究では、死亡診断書 (死体検案書)の電子化の推進を目的 として、令和2年度研究において整理 した死亡診断書(死体検案書)の電子 的作成に伴う法的、技術的課題をさら に精査しつつ、実際に医療機関におい て医師が死亡診断書(死体検案書)を 電子的に交付し、遺族がそれを死亡届 に添付して自治体に提出する実証的運 用を想定するとともに、そのための運 用上の課題を研究する。

iii 死亡診断書(死体検案書)作成 支援ソフトの開発

死亡診断書(死体検案書)を自治体にて実際に電子的な提出をする際に生じる技術的諸課題を踏まえた機能追加を行う。

3-2. 死体検案時の諸検査、体制及び 費用負担の在り方について

これまで本研究班では、検案業務に 携わる医師への調査等複数の調査結果 を通じて、検案書発行料等に関する考 え方、検案時の検査等に係る問題点を 明らかにしてきた。具体的には、地域 格差の問題、高額と思われる料金設定 の問題、検査費用を遺族に負担させる ことへの躊躇から、必要と思われる検 査であっても実施を控えているなどの 問題が明らかとなっている。そのうち、 検案書発行料等に関する考え方につい ては、具体的な算定基準を示すことが できた。令和3年度は、死体検案時の 諸検査や体制に関する問題についての 考察を深め、検案書発行料については、 具体的な料金設定についての提言に結 びつくよう、検討を進める。

B. 研究方法

1 死亡診断書(死体検案書)の電子化 と死因情報の活用の在り方について

1-1. 死亡診断書 (死体検案書) の 様式について

死亡診断書(死体検案書)に記載すべき項目等については、令和元年度までの研究の中で提示した様式案を踏まえ、引き続き死因究明施策や公衆衛生の観点から新たに加えるべき事項がないかなどについて、研究班内部での討議において精査を続けた。

また、死亡診断書等を電子的に提出 した後のデータの集積・分析方法の在 り方についても研究した。例えば、死 亡診断書(死体検案書)を統計用デー タとして作成することにより、生前の 病歴データとの突合分析や死因統計の 精緻化が可能となる。記載項目の充実 が図られた新しい様式にもとづく正確 な死亡診断書等が電子的に作成、交付 されることにより、そこに記された死 因に関する情報や死亡の事実に関する 情報が、どのように行政や諸機関に速 やかに集積され、その結果これらの情 報がどのようにして必要な対策の立案 に反映されるのか、あるいはより有効 にこれらを実現させるためにはどのよ うな方策が必要となるかなどについて、 研究班会議において議論した。

議論を通じて、死亡の事実や死因に 関する情報が、医療、公衆衛生分野の みならず、国民の戸籍情報、年金の受 給資格情報等の管理に速やかに反映さ れ、行政事務の適正な執行と効率化に も寄与しうる可能性について、考察を 深めた。

1-2. 死亡診断書(死体検案書)の電 子的交付について

死亡診断書(死体検案書)を電子的に 提出することに係る諸課題については、 本研究の成果物である「DiedAi」の開 発に携わった技術者を研究協力者に加 え、さらに市区町村役場の実務担当者 や地域での医療情報の共有等に先駆的 な取組をしている医師会等の関係者か らも聴き取りをおこなうなどして、電 子的な作成、提出に関する市区町村で の実証的運用を見据えた研究を進めた。

令和3年度は、本研究のスキームを 利用して実証実験を行う「死亡診断書 の電子的交付を推進する基盤整備に係 る研究班(研究代表者:日本医師会総 合政策研究機構主任研究員 矢野一 博)」が立ち上げられ、実際に地域の 医師会と市区町村に協力を仰ぎ、電子 的に作成した死亡診断書等を自治体に オンライン提出する枠組みの実証的な 研究、さらにはその有用性と必要性を 検証するための研究を開始した。

令和3年度の本研究では、上記研究 班とも情報共有を図りつつ、関係省庁 とも意見交換の場を設け、スキームの 再検討やそれぞれの課題について考察 を深めた。

1-1. 死亡診断書(死体検案書)作成支援ソフトの開発

「DiedAi」の開発は、これまでの研究においても、将来の電子提出を想定し都度必要な機能を追加してきたが、特に令和2年度までの研究においては、自治体での実証実験に備えて、遺族から紙媒体にて提出された死亡届と、医療機関から役所に電子提出された死亡診断書等とを紐付ける、突合機能を持つソフトウェアを開発した。令和3年度においては、実際の実証実験を通じて、自治体や医療機関からの具体的な意見をもとに、精度向上が必要と思われる機能を見定め、さらにスムーズな実証実験を目指し、機能追加を行った。

2 死体検案時の諸検査、体制及び費 用負担の在り方について

本研究班では、平成 26 年度に、日本医師会を通じて死体検案を行う医師を対象とするアンケート調査をおこない、保険診療外とされる死体検案書の発行料については、死亡診断書と同様に、地域によって料金や算定方法が異なる実態が明らかとなった。さらに、平成 28 年度から平成 29 年度には、全国の市町村を対象として、死体検案料を支払う遺族がいない場合(行旅死亡人等)に、自治体が負担する検案料についても調査を行い、これも地域によって金額や金額の決定方法に違いが大きいという状況が見て取れた。これらの調査結果を基礎として、平成 30 年

度から令和元年度は、基礎的な検討を 進め、検案書発行料の考え方に関する 一定の基準をたたき台として策定して いる。

令和2年度の研究においては、令和 元年度までに策定した検案書発行料の 考え方に関する一定の基準をもとに、 人件費、旅費、検案費用といった各々 の項目について具体的に積算可能な項 目については金額を例示した。

令和3年度は、研究成果を最終的に協議会へ還元することを見据え、これまでに策定した検案費用の算定基準と単価を用いて、令和2年度にモデル事例について実際の金額算定を試みたものについて、具体的な検討を行った。

C. 研究結果

1 死亡診断書(死体検案書)の電子化 と死因情報の活用の在り方について

1-1. 死亡診断書(死体検案書)の様式について

死亡診断書等の様式については、死亡診断書等の電子的交付との一体的な議論が必要であるが、今年度の研究においては、死亡診断書等の電子的交付を実証実験という形で実施したことにより、研究班会議においてはさらに具体的な検討が可能となった。議論の中では、実証実験を通じて、死亡診断書(死体検案書)に加えて、死亡届も電

子化することの利点が明らかになった ため、例えば、死亡届と死亡診断書 (死体検案書)を一体とし、医療機関 において医師から一体化した文書を役 所に電子提出することが可能となれば、 遺族側、医療機関側両者にとって必ずるのではないかという意見があった。ただ し、自治体や役所にとって、特に死亡 届に記載された情報の重要性は高く、 また人口動態統計との関連性も深いことから、実現には大幅な法改正が必要 と考えられる。

一方、これまでの研究において、死 亡診断書等の様式の項目の追加・変更 について議論を重ねてきたが、電子化 により可能となる多くの医学的情報の 収載と用紙による提出が行われてきた 様式の問題も今後の課題である。今後 増え続ける死亡診断書等における医学 的情報を、死因究明の結果の分析と活 用という観点から有効化するためには、 こうした新たな視点も必要と思われる。 その他、様式についての議論におい てこれまでにも指摘された事項として、 生年月日や日付における和暦と西暦の 表記方法があるが、西暦での表記に統 一して良いのではないかという意見、 さらに、今後、外国籍を持つ人々の増 加に伴い、外国人の氏名の表記を原語 表記にするかカタカナにするかといっ た取り決めも必要となってくるのでは ないかという指摘があった。

様式における主な意見は以上であったが、死因情報の活用の面から検討してみると、今後、死亡診断書等の電子

化が進み、さらに死亡届についても医療機関から直接役所への電子的交付が可能となれば、遺族の届出を待つことなく、自治体において速やかに戸籍情報、年金の受給資格情報等の管理が可能となると考えられる。

現在は、NDB 等、人の生前の情報は 様々なデータベースによって収集がな され、ビッグデータとして利活用がな されている一方で、死亡情報の利活用 はなされておらず、死亡情報が生前の データと紐付くことによってより有意 性が高まるといった観点からの検討が 必要なのではないかという指摘があっ た。これを受けて、例えば、国からの 通知などに応じて、医師が現場におい て死亡診断書(死体検案書)に記載す る情報を適切に選択することができれ ば、その時点で必要な死因情報等を国 が一元的に集約・管理し、生きたデー タとして利活用することにつながるの ではではないかという議論に発展した。

1-2. 死亡診断書 (死体検案書) の電 子的交付について

(1)死亡診断書等の電子化の意義

死亡診断書等の電子的交付を検討 する前提として、死亡診断書等の電 子化の意義を改めて確認しておく。

1つ目は、デジタル・ガバメント 実行計画(令和2年12月25日閣議決 定)でも掲げられているとおり、行 政手続をオンライン化することによ る国民の便宜及び行政事務の効率化 に資するという点である。 前述の死亡診断書等の電子的交付 に係る実証実験は、この観点から行 われているものである。

2つ目は、死因情報の精緻化及び 情報の利活用の促進である。

本研究班における死亡診断書等の 電子化は、むしろこの観点から強く 進められてきたものであった。

「DiedAi」は死亡診断書等を作成する段階における適切な死因の決定を支援するものであり、死亡診断書等記載の情報を活用するためには、電子化は必須であるからである。

(2)市区町村窓口への死亡診断書等の電子的交付(提出)について

ア 別送方式の検討

令和2年度に提案した実証実験のスキームを図で示す(図1参照)。

このスキームは、既に実用化されている「DiedAi」及び電子署名ツールを利用して作成した電子死亡診断書を既存の文書交換システムで市区町村に送付するという仕組みである

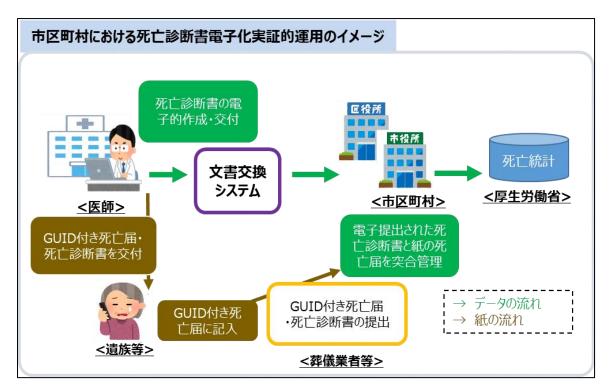


図1 実証的運用のイメージ

ため、他のスキームより導入は比較 的容易と考えられた。

死亡届との関係では、死亡届の枠 組みには影響を与えずに導入するこ とが可能であるというメリットがあ る。

しかしながら、死亡届と死亡診断書(死体検案書)が異なるルートで提出される「別送」方式であるため、市区町村における「突合」の作業が必須となる。

現時点で、死亡の届出を電子化することに伴う事務効率化は実現していないことから、このスキームにおいては、突合のプロセスを自動化して窓口職員の事務負担が生じないようにするか、自動化によりその他の事務が削減されるような仕組みでな

い限り、市区町村における導入のハードルは高いと言わざるを得ない。

イ 同送方式の検討

そこで、死亡届と死亡診断書(死体検案書)を同時に提出する同送方式について検討する。

最も自然な方法として考えられるのは、死亡届を提出する者に何らかの方法で電子死亡診断書を交付し、その者が死亡届と同時に電子死亡診断書を市区町村に提出するというものである。

この方式は、現在書面で行われている手続の流れと同様であり、突合という問題も生じない点でメリットがある。

電子的交付の方法としては、届出 人が市区町村に提出することを踏ま えると、マイナポータル経由で行う ことが考えられる。

ただし、現在の運用では、死亡届 と死亡診断書(死体検案書)を市区 町村役場の窓口に持参する手続は、 多くの場合葬儀事業者が代行してい るのに対し、個人のマイナポータル を経由する場合には当該個人が操作 する必要があり、過渡的に、遺族の 負担が増えるという事態も想定し得 る。また、死亡の届出は、戸籍法第 87 条1項で、同居の親族、その他の 同居者、家主、地主又は家屋若しく は土地の管理人が届出義務者として 規定されており、同条第2校では同居 の親族以外の親族、後見人、保佐人、 補助人、任意後見人が届出資格者と して規定されている。

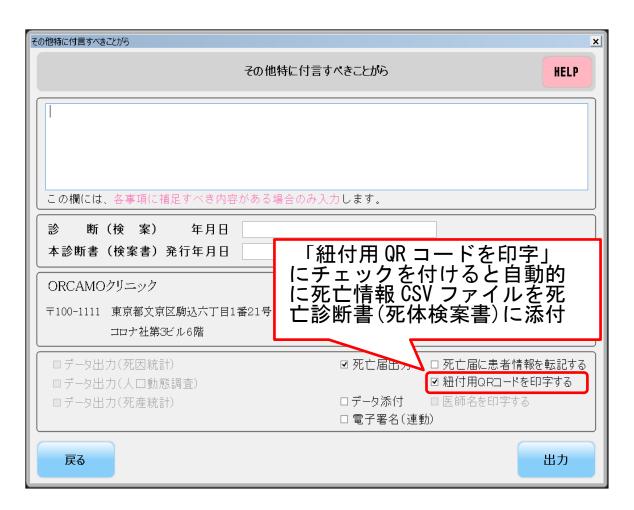
生存する個人に対してであれば、 当該個人のマイナポータルを経由す ることに何ら問題ないが、死亡診断 書等の場合は、交付先の選択肢が多 いということも技術上は留意すべき 点であろう。

いずれにせよ、同送方式の場合の 死亡診断書等の電子化は、死亡の届 出がどのようにオンライン化される かという点と切り離した検討はでき ない。

なお、実証実験の詳細については、 前述した「死亡診断書の電子的交付 を推進する基盤整備に係る研究班 (研究代表者:日本医師会総合政策 研究機構主任研究員 矢野一博)」令 和3年度報告書を参照されたいが、 上記研究班にて、実際に医療機関に おいて医師が死亡診断書(死体検案書)を電子的に交付し、遺族がそれを死亡届に添付して自治体に提出する実証的運用を目指し、山口県萩市においてダミーデータを用いて一通りの運用を行うに至った(令和4年4月には実データにての運用の実施を完了している)。

1-2. 死亡診断書(死体検案書)作成支援ソフトの開発

令和3年度の研究においては、これ までの研究の成果物である「DiedAi」 を利用して、電子的に作成した死亡診 断書等を自治体にオンライン提出する 枠組みの実証的な研究、さらにはその 有用性と必要性を検証するための研究 を実施した。実際に、協力医療機関に おいて医師が死亡診断書(死体検案書) を電子的に交付し、遺族がそれを死亡 届に添付して自治体に提出する実証的 運用を実施するにあたり、精度向上が 必要と思われる機能を追加した。まず、 電子死亡診断書として出力する PDF フ ァイルに、入力した死亡情報データを、 CSV ファイルとして添付する機能を追 加することによって、医療機関内での データ共有のみならず、自治体を始め とする、現時点ではシステムの規格が



統一・標準化されていない施設間にお いてもデータのやりとりが可能となる。

次に、遺族から紙媒体によって提出された死亡届と、医療機関から自治体に電子的に提出された死亡診断書(死体検案書)の突合作業を精緻化するため、QRコードの読み取りの精度を向上させた。

その他、現状に応じた機能追加としては、死亡届の「届出人欄」の選択項目リストに「13.任意後見受任者」を、「署名欄」に「※押印は任意」の文字列を追加した。加えて、「DiedAi」のWindows11への対応処置として、死亡者氏名入力時の自動カナ入力や、PDF

ファイル出力に不都合が発生していた 箇所を修正した。

また、HELP機能には「令和4年度版 死亡診断書(死体検案書)記入マニュ アル」(厚生労働省発行)を連動させ た。加えて、死亡の原因の入力時に、 病名検索画面で使用する内部傷病名マ スターを2022年1月1日に公開された 「傷病名マスター」に更新した。

以上が今年度研究における「DiedAi」の主な追加機能である。プログラムや詳細なマニュアルについては、日本医師会 ORCA 管理機構の Web サイトhttps://www.orca.med.or.jp/diedai/



にて、公開することとした。(「令和 4 年度版死亡診断書(死体検案書)記入マニュアル」の 25 頁にも参考として「DiedAi」についての記載がなされている。)

なお、現在「DiedAi」の無料版ダウンロード数は累計で 2,260 件を超えている。

2 死体検案時の諸検査、体制及び費 用負担の在り方について

令和2年度の研究においては、令和 元年度までに策定した検案書発行料の 考え方に関する一定の基準をもとに、 具体的に積算可能な項目については金額を例示した。

検案にかかる費用負担の在り方について、「死因究明等推進計画」においては、"検案に際して行われる検査の費用や検案書発行料等の金額の基準や算定根拠の在り方について、引き続き研究を行うとともに、研究成果をとりまとめ、地方公共団体へ還元する"という記載となっている。このことから、令和3年度は、これまで研究班において積み重ねてきた検案書発行料等に関する考え方について、最終的には協議会での議論の場へ供することを見据え、策定した検案費用の算定基準(図2参照)と、令和2年度にモデル事例について実際の金額算定を試みたものにつ

いて精査した。その結果、地域の実情を踏まえた提案とするため、検案に携わる医師に示し調査を行うことを検討した。

方法としては、日本医師会に設置された関連委員会にて、警察業務に協力または検案の現場を担う医師に対して、研究班における検案料についての考え方について意見を聞くことのほか、次の段階として、全国的なアンケート調査を実施することが考えられる。

なお、研究成果を最終的に協議会に 還元するということが、国における統 一の基準決定につながるのか、あるい は、一定の「考え方」のみを提示し、 具体的な金額は各自治体において設定 するということなのかという点が問題 としてある。今まで自由診療のような 形で地域毎に設定された金額を直ちに 統一することは困難であるため、ことは困難であるためにはつながらないかもしれない。 検案料における一定の「考え方」とよる 議会が情報として共有することに考えた と、自治体における実務上の料金設定 との乖離の把握につながる可能性がある。さら議会における検案にが りまって公開されることになれば、 際に検案に従事する医師の間でも徐

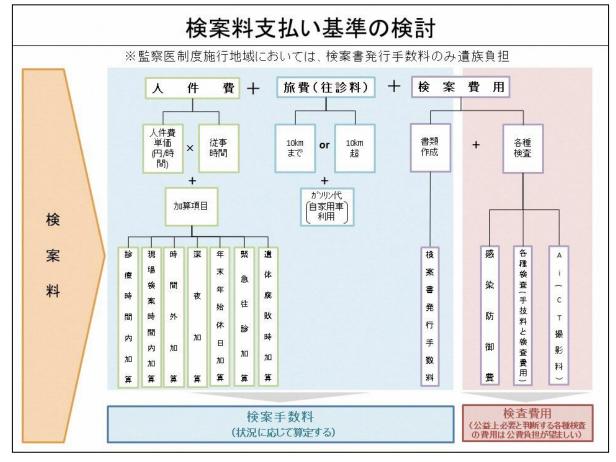


図2 検案料支払い基準の検討(令和3年度版)

に認識の共有がなされるのではないか と思われた。

D. 考察

1 死亡診断書(死体検案書)の電子 化と死因情報の活用の在り方につい て

1-1. 死亡診断書 (死体検案書) の様 式について

死亡診断書等の様式について、これ までの研究成果の実現に向けて、まず、 どの時期に国のどのような検討会にて 提言を行うかという問題があるが、IC Dの切り替え時期に合わせてICD担当部 局所管の部会にて研究班の検討内容に ついて提示をし、「死因究明等推進計 画」に実際に記載された"死因等に関 する情報を正確に把握し、効果的に施 策に反映することができるよう、死亡 診断書(死体検案書)の様式等につい て死因情報の正確な把握と効果的な施 策反映を目的として、必要な見直しを 行う"という記載箇所を根拠として議 論を進め、最終的に法律改正に持って いくことが目指す方向性になるのでは ないだろうか。法務省をはじめ関係省 庁との連携は必須であるが、最終的に 目指す方向を見据えつつ、次の段階に おいての検討と議論を進めたい。

1-2. 死亡診断書(死体検案書)の電 子的交付について

本研究班の提示したスキームを活用 し、前記研究班において実証実験に至 ったことは一定の成果といえるものの、 安定的な制度設計には、死亡届も含め た検討を避けて通ることはできない。 死亡届のオンライン化と整合的なスキ ームを検討するため、今後も関係省庁 と連携して、考察を深めていくことが 重要である。

死亡診断書等記載の死因は人口動態 調査事務システムに入力され、国の統 計に反映されるが、死亡診断書等に記 載された全ての情報が統計に反映され るわけではない。また、現在のところ、 検案、死亡時画像診断、解剖の情報は 統合する仕組みもない。死亡診断書等 の電子化は、将来的には死亡情報、少 なくとも死亡時画像診断や解剖の悉皆 データベースを目指し、推進されてい くべきものであると考える。

1-3. 死亡診断書(死体検案書)作成 支援ソフトの開発

今年度の研究成果として、電子死亡 診断書として出力する PDF ファイルに、 入力した死亡情報データを CSV ファイ ルとして添付する機能を追加している が、CSV ファイル出力機能自体は、病 院内で亡くなった方の死因統計が必要 となった際には、関係項目を抽出して データの分析を行うことができるなど、 死亡データの有効活用が図られ、過去 の死亡患者に関する情報が、現在の患 者の診療に活かされるといった効果を 目的として、平成27年度の研究にて 機能として実装されていた。 令和2年度の実証実験スキームの検 討の過程においては、例えば、診療所 と行政のやりとりにおいて発生源入力 したデータのうち、PDFファイルに電 子署名を施し、そのファイルにCSVファイルが添付されるなど、再入力を省 略できるような取組の重要性が課題と して挙げられた。

今後、自治体システムが統一・標準 化され、民間とのやりとりが DX 化されるまでにはしばらくの時間が要されるだろうが、今回機能追加した、電子 死亡診断書 PDF ファイルへの CSV ファイル添付機能によって、医療機関や関連機関でのデータ共有のみならず、将来的には国が保有する NDB 等のデータとしての利活用の推進に結び付くのではないかと考えられる。

そして、今回実施した実証実験を通 じて、死亡診断書等の電子化を促進す るには、死亡診断書(死体検案書)の みならず、死亡届の電子化の必要性も 明らかとなったが、「DiedAi」におい ては、死亡診断書(死体検案書)作 成・出力時に、「死亡届出力」ボック スにチェックを入れることによって、 両方に重複する情報が自動入力された うえで死亡届が出力される仕様となっ ている。このことから、今後、関係省 庁との十分な調整は必要となるものの、 遺族が記載する死亡届についても自治 体への電子提出が可能となれば、死亡 診断書(死体検案書)との突合の必要 なく、医療機関や自治体にとっても入 力等の負担が軽減され、電子化におけ る利便性の享受が可能となると思われ

る。

2 死体検案時の諸検査、体制及び費 用負担の在り方について

統一された料金基準を全国において 示すことは短期的には困難かと思われ るが、例えば大きな災害時の検案の際 に、検案する医師が異なることによっ て支払う側の負担に大きな差が出ない よう、ある程度の規定が必要と思われ る。また、今後、検案に携わる医師に 向けた調査から明らかとなるであろう 平均的な価格や、早朝夜間時間帯での 加算料金について明示する必要がある と考えられる。将来的には、協議会に おいて、具体的な金額も含めた統一基 準の提示が望まれる。

今後、警察活動に協力する医師や検 案医へ提示する「考え方」と算定方法 を問題提起の契機とし、そこで寄せら れた意見を踏まえた新たな「考え方」 について令和4年度の報告書において とりまとめ、令和5年度以降、各地域 の協議会に還元することによって、死 因究明等推進計画において期待される、 各自治体の協議会での議論の発展に寄 与したい。

E. 結論

本研究の成果は、関係省庁における 死亡診断書等の電子的交付に係る議論 に反映されたほか、死因究明等推進計画に沿った検討事項の議論に還元され、 政策の推進に寄与する等十分な役割を 果たしてきたといえる。今後も、死因 究明等推進計画のフォローアップや協 議会における情報共有など関連施策の 発展に貢献すべく、検討を深化させて いくことが重要と考える。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

- 論文発表
 とくになし
- **2. 学会発表** とくになし

H. 知的財産権の出願・登録状況 (予定を含む。)

なし